

《在留資格・在留期間の確認にご協力ください》

平素より SMBC 信託銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

2019 年 10 月以降、お客さま情報の適切な管理・更新のため、外国籍で在留カードをお持ちのお客さまには、定期的に在留資格・在留期間(満了日)を在留カードにより確認させていただいております。

お手順をおかけいたしますが、下記お手続きへのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(在留資格等により在留カードをお持ちでない場合は、お手続きは不要です。)

なお、本状と行き違いにて、お手続き済みの場合は何卒ご容赦ください。

1. 2019 年 9 月末までに口座開設をされたお客さま

弊行の支店窓口や郵送により、在留資格・在留期限(満了日)の確認のための届出書類のご提出と在留カードのご提示をお願いいたします。

2. 在留資格・在留期間を更新されたお客さま

弊行ではお客さまの最新の在留資格・在留期間(満了日)を定期的に確認させていただいております。登録済みの在留資格・在留期間を更新された場合は、速やかに届出書類のご提出と新たな在留カードのご提示をお願いいたします。

- 郵送によるお手続きをご希望の場合、同封の「変更届(その他)」に必要事項をご記入の上、在留カードのコピーを同封し弊行までご返送ください。
- 支店窓口でのお手続きをご希望の場合、在留カードと届出印(ご登録がサインの場合は不要)をお持ちください。

**預金口座の売買は日本の法令により禁止されています。**

- 在留期間の満了等により本国へ帰国される場合、もしくは他国へ転出される場合は、口座解約をご案内させていただいております。不要となった口座は解約いただき、口座の不正利用防止にご協力ください。
- 預金口座の売買(キャッシュカードの譲渡等を含む)は、日本の法令により禁止され、売る側も買う側も罰せられることとなります。